

福井県丹南広域組合行政組織規則

	平成 3 年 3 月 27 日	規則第 1 号
改正	平成 7 年 3 月 29 日	規則第 1 号
改正	平成 8 年 3 月 29 日	規則第 1 号
改正	平成 10 年 3 月 29 日	規則第 2 号
改正	平成 11 年 4 月 1 日	規則第 2 号
改正	平成 17 年 3 月 29 日	規則第 2 号
改正	平成 17 年 10 月 1 日	規則第 3 号
改正	平成 19 年 3 月 29 日	規則第 3 号
改正	平成 24 年 4 月 1 日	規則第 1 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、管理者の事務部局の組織を系統的に定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もって行政事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(行政機能の発揮)

第 2 条 補助機関は、管理者の統轄のもとに相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう努めなければならない。

(定義)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助機関 本庁、出先機関および附属機関をいう。
- (2) 本庁 福井県丹南広域組合規約（平成 2 年福井県指令市第 632 号）第 10 条の規定により設けられた事務局をいう。
- (3) 出先機関 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 156 条の規定に基づき条例で定めるところにより設けられた行政機関をいう。
- (4) 附属機関 法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、条例の定めるところにより管理者の附属機関として設置された協議会等をいう。

(特別の組織等)

第 4 条 管理者は、臨時または特別の事務で、この規則で定める組織により処理することが困難または不適当なものについては、特定の職員等を指定し、または委員会等を設置してこれを処理させることができる。

2 前項の職または組織の設置は、規則または訓令によるものとする。

第 2 章 補助機関の組織等

(本庁の組織)

第 5 条 管理者の権限に属する事務を分掌させるため、本庁に次の課および係を置く。

総務課	総務係	企画係
地域情報課	管理係	システム係
審査課	管理係	審査係

(課の分掌事務)

第 6 条 課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務課

- (1) 職員の進退および身分に関すること。
- (2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (3) 補助機関の組織および職務権限に関すること。
- (4) 例規類の制定、改廃に関すること。
- (5) 予算その他の財務に関すること。
- (6) 財産の取得、管理および処分に関すること。
- (7) 公印の管守に関すること。
- (8) 文書の管理に関すること。
- (9) 組合議会に関すること。

- (10) 監査委員に関すること。
- (11) 管理者会、副市町長会、幹事会等に関すること。
- (12) 県および関係市町との連絡調整に関すること。
- (13) 圏域の総合企画に関すること。
- (14) 事業計画の策定に関すること。
- (15) 事業計画の実施に関する連絡調整に関すること。
- (16) 事業計画に基づく、地域振興事業の実施に関すること。
- (17) 丹南青少年愛護センターにおいて実施する各種事業の進行管理および調整に関すること。
- (18) その他広域行政の推進に必要な調査研究および調整に関すること。
- (19) 他の課の所掌に属さないこと。

地域情報課

- (1) 電子計算組織の共同利用に関すること。
- (2) 地域情報に関する企画、開発および連絡調整に関すること。
- (3) 電子計算組織の運用および管理に関すること。
- (4) 電子計算組織の効果的活用に必要な調査研究に関すること。
- (5) 電子計算適用業務の分析、電子計算処理システムの設計および移行計画に関すること。
- (6) 電子計算適用業務のファイルおよびデータの管理に関すること。
- (7) 電子計算組織に関する啓発、指導および研修に関すること。
- (8) 電子計算組織にかかる推進委員会および業務部会に関すること。
- (9) その他電子計算に関すること。

審査課

- (1) 丹南地区介護認定審査会に関すること。
- (2) 丹南地区障害者給付認定審査会に関すること。

(出先機関の名称等)

第7条 出先機関の名称およびそこで取り扱うべき分掌事務は、次のとおりとする。

名称	分掌事務
丹南青少年愛護センター 南越支所 鯖丹支所 (越前市分室) (鯖江分室) (池田分室) (越前分室) (南越前分室)	青少年の愛護補導と非行原因の除去に努め、青少年の健全育成を図ること。

(附属機関の名称等)

第8条 附属機関の名称、庶務担当機関およびそこで取り扱う職務は、次のとおりとする。

名称	庶務担当機関	職務
丹南青少年愛護センター 運営協議会	丹南青少年愛護センター	愛護センターの運営上必要な事項の審議
丹南地区介護認定審査会	審査課	介護認定に係る審査判定
丹南地区障害者給付認定 審査会	審査課	障害者給付認定に係る審査判定

第3章 職制

(本庁に置く職および職務)

第9条 次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	組織	職務
事務局 長	事務局	管理者および副管理者の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課 長	課	上司の命を受け、課の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮、監督する。

職	組織	職務
課長補佐	課	課長を補佐し、その分掌事務を掌理する。
係長	課	上司の命を受け、担当の事務を処理する。
主査	課	上司の命を受け、分担事務に従事する。
主事・技師		
その他の職員		

2 次の表の左欄に掲げる職を必要に応じてそれぞれ同表の中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	組織	職務
事務局次長	事務局	上司の命を受け、局長が不在のときその職務を代行し所属職員を指揮監督する。
参事	課	上司の命を受け、課長が不在のときその職務を代行し特に命ぜられた事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(出先機関に置く職および職務)

第10条 出先機関にそれぞれ次の表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

機関	職	職務
丹南青少年愛護センター	所長	管理者および副管理者の命を受け、愛護センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副所長	所長を補佐し、上司の命を受け、所属職員を指揮監督する。
	支所長	上司の命を受け、支所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副支所長	上司の命を受け、特に命ぜられた支所の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。
	支所長補佐	支所長を補佐し、上司の命を受け、その分掌事務を掌理する。
	分室長	上司の命を受け、分室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	分室長補佐	分室長を補佐し、上司の命を受け、その分掌事務を掌理する。
必要な出先機関	常任補導委員	上司の命を受け、青少年愛護補導事務に従事する。
	主事・技師 その他の職員	上司の命を受け、分担事務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、特別の職を置くことができる。

(職の発令)

第11条 前2条に規定する職は、越前市の職員の例により管理者が命ずるものとする。

(事務の分担表)

第12条 本庁の事務局長および出先機関の所長は、事務の主務者および副主務者を定め、事務分担表を作成して管理者に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年規則第1号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年規則第1号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成 10 年規則第 2 号）
この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年規則第 2 号）
この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 2 号）
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 3 号）
この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 3 号）
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 1 号）
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。